

令和4年度
指定一般相談支援事業者
集団指導資料

香川県・高松市・丸亀市・坂出市・善通寺市・観音寺市・さぬき市・東かがわ市・
三豊市・土庄町・小豆島町・三木町・直島町・宇多津町・綾川町・琴平町・
多度津町・まんのう町

地域相談支援(地域移行、地域定着)について

厚生労働省社会保障審議会障害者部会
第119回、第129回資料抜粋

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

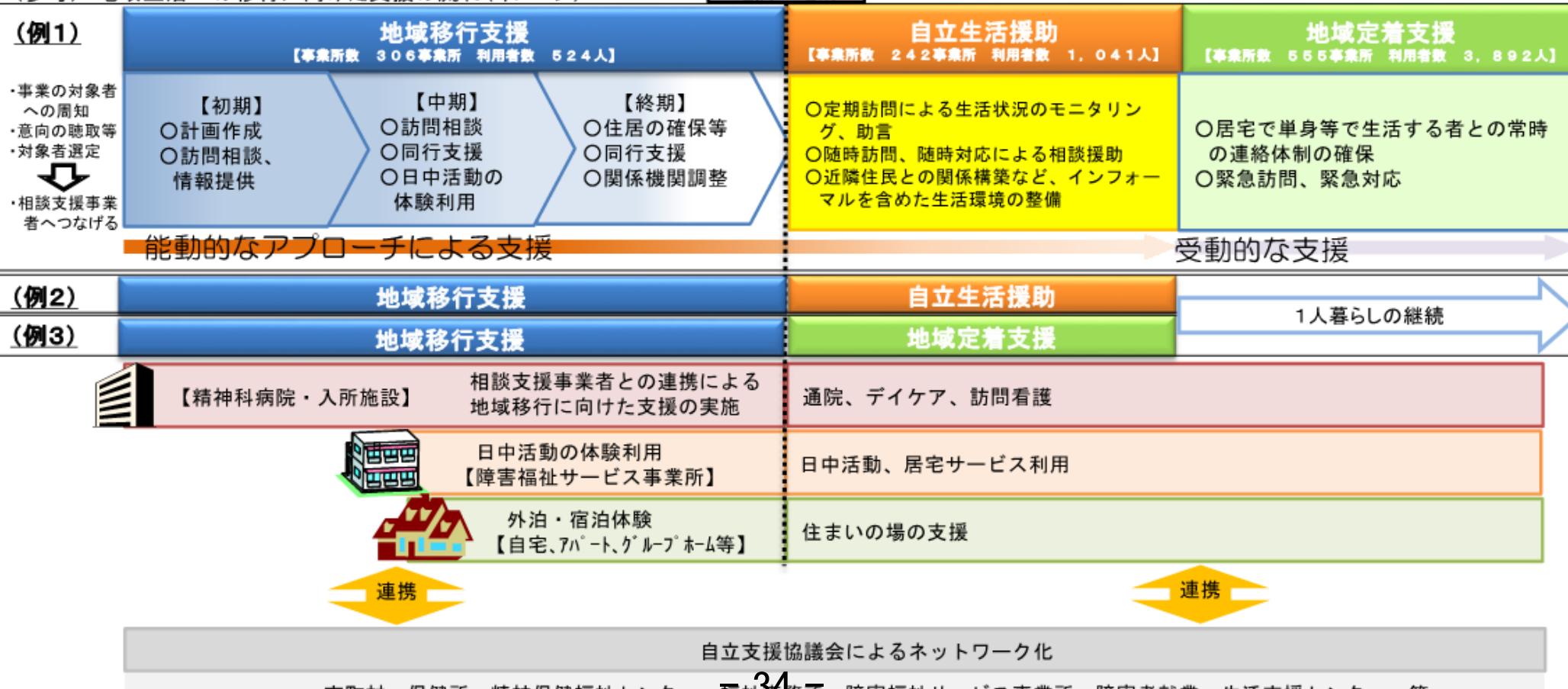
地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和3年4月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)

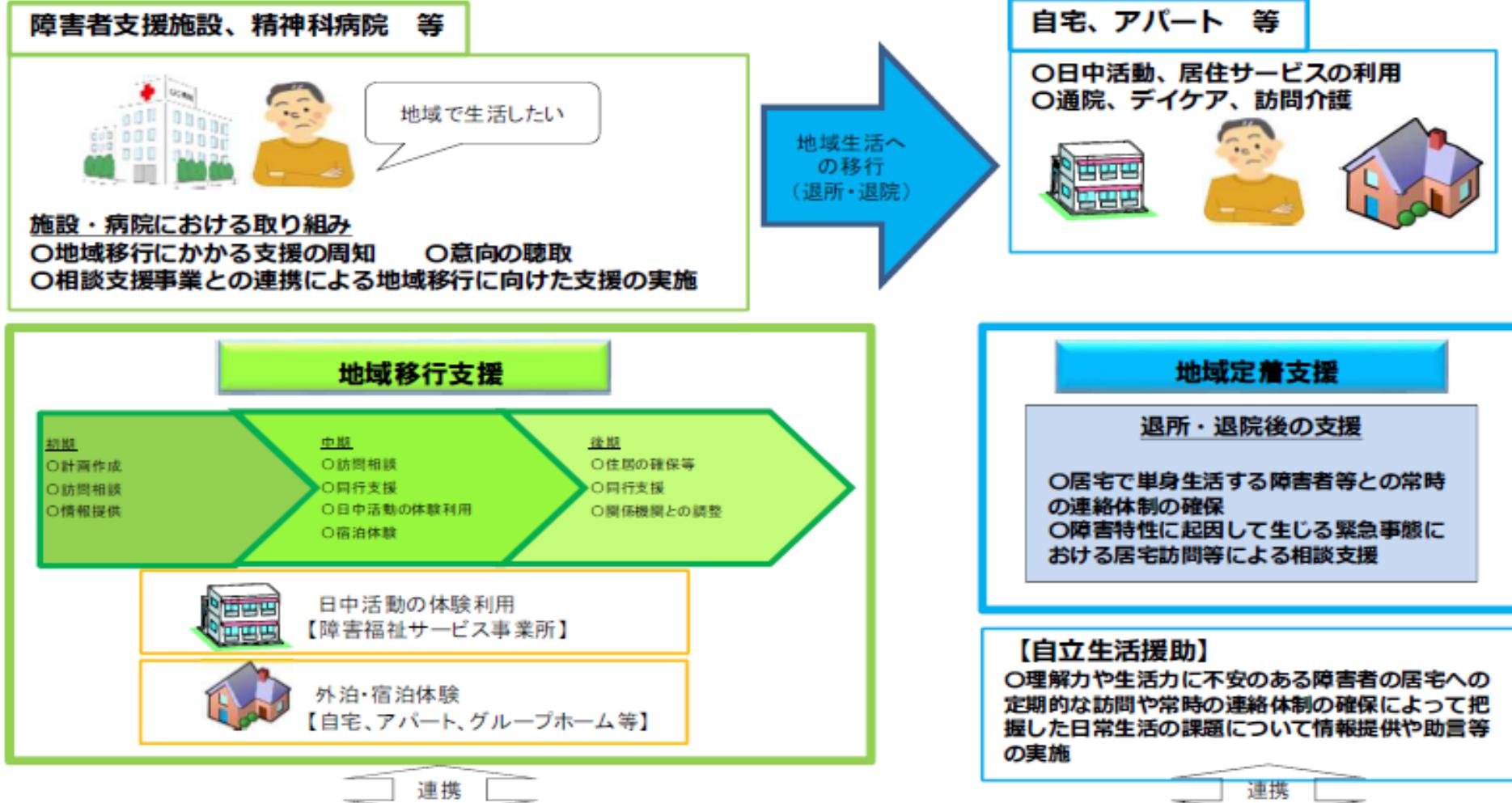


地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の概要

地域移行支援・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。

地域定着支援・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



地域移行支援

○対象者

- 以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者
 - 障害者支援施設、療養介護を行う病院、救護施設・更生施設、矯正施設又は更生保護施設に入所している障害者等
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
 - 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者

○サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行にあたっての障害福祉サービスの体験的な利用支援
- 地域移行にあたっての体験的な宿泊支援

○主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

地域移行支援サービス費（Ⅰ）	3,504単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅱ）	3,062単位／月
地域移行支援サービス費（Ⅲ）	2,349単位／月

(I)の算定要件

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。
- ②前年度に地域移行した利用者が3人以上であること。
- ③障害者支援施設又は精神科病院等と緊密な連携が確保されていること。

(II)の算定要件

- ①上記①及び③を満たしていること。
- ②前年度に地域移行した利用者が1人以上であること。

■ 主な加算

集中支援加算 利用者との対面による支援を月6日以上行った場合 500単位	障害福祉サービスの体験利用加算 障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合 開始日～5日目 500単位 6日目～15日目 250単位	宿泊体験加算 一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位／日 夜間の見守り等の支援を行った場合 700単位／日	退院・退所月加算 退院・退所する月に加算 2,700単位 精神科病院において、1年未満で退院する場合 +500単位／月
居住支援連携体制加算 居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位／月	地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度 居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合	ピアサポート体制加算 研修を修了したピアソーター等を配置した場合 500単位／回	100単位／月

○事業所数

303(国保連令和3年2月実績)

- 36 利用者数

513(国保連令和3年2月実績)

地域定着支援

○ 対象者

■以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。

○ 居宅において単身で生活する障害者

○ 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者

※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。

※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については対象外。

○ サービス内容

■常時の連絡体制を確保し、適宜居宅への訪問等を行い利用者の状況を把握

■障害の特性に起因して生じた緊急の事態における相談等の支援

■関係機関との連絡調整や一時的な滞在による支援

○ 主な人員配置

■ 従業者

・1人以上は相談支援専門員であること。

■ 管理者

○ 報酬単価（令和3年4月～）

■ 基本報酬

地域定着支援サービス費 体制確保費 306単位／月(毎月算定)

緊急時支援費(Ⅰ) 712単位／日(緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定)

※地域生活支援拠点等の場合 +50単位／日

緊急時支援費(Ⅱ) 95単位／日(緊急時に電話による相談援助を行った場合に算定)

■ 主な加算

日常生活支援情報提供加算

あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を、精神科病院等に対して情報提供を行った場合 100単位／回

ピアサポート体制加算

研修を修了したピアソーター等を配置した場合 100単位／月

居住支援連携体制加算

居住支援法人や居住支援協議会との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設けて情報共有した場合 35単位／月

地域居住支援体制強化推進加算 ※月1回を限度

居住支援法人と共同して、住居の確保及び居住支援に係る課題を協議会等に報告した場合 500単位／回

○ 事業所数

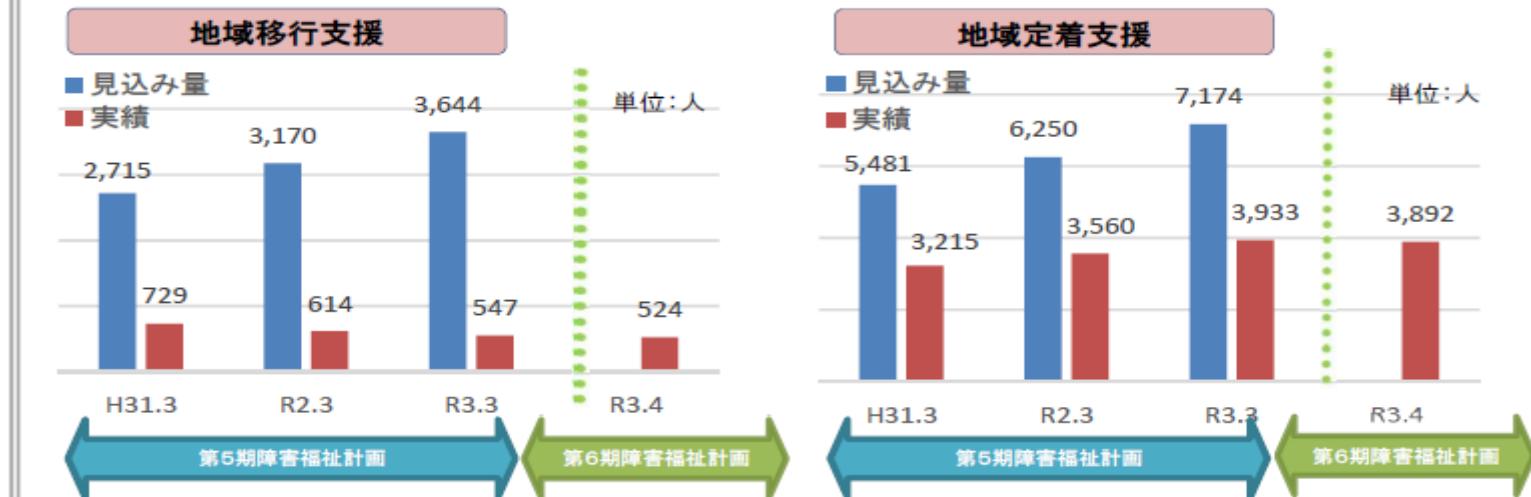
571(国保連令和3年2月実績)

○ 利用者数

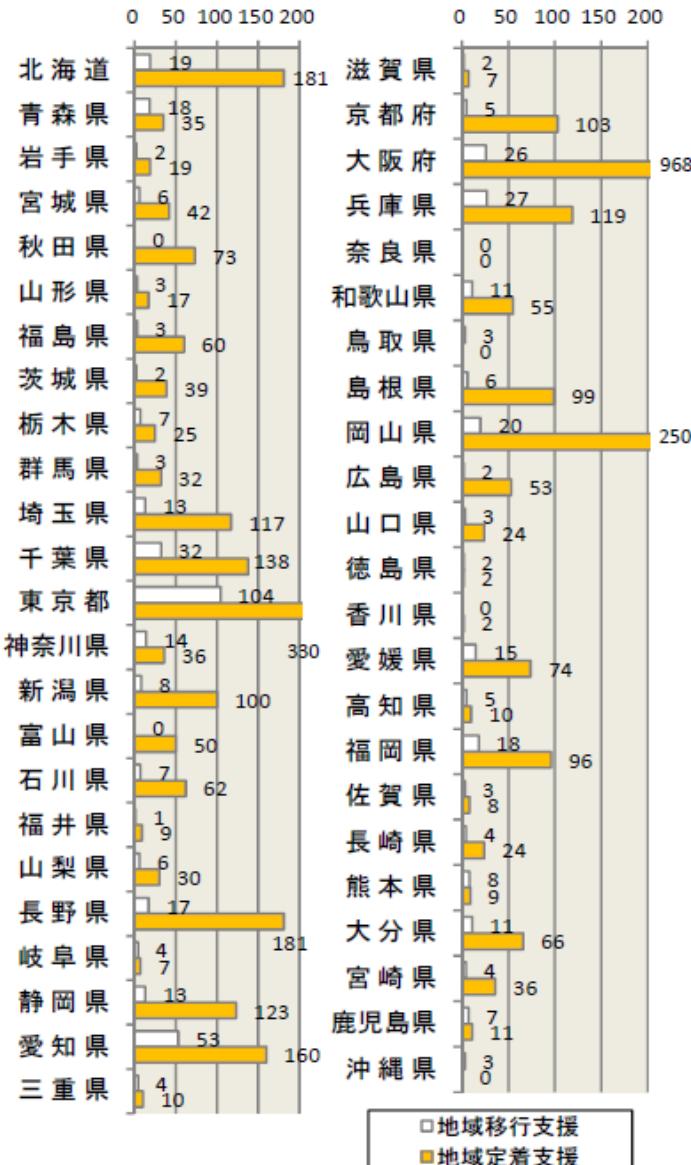
3,882(国保連令和3年2月実績)

地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の利用者数実績等

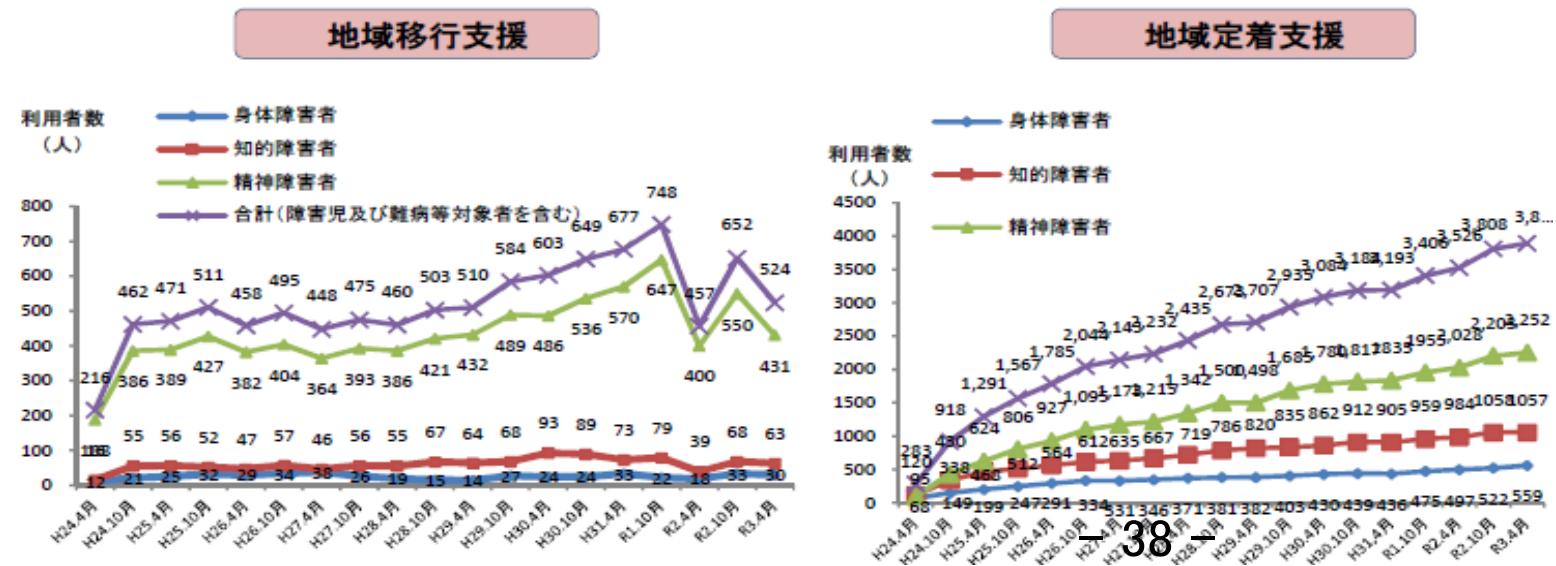
◆ 障害福祉計画における見込量と実績



◆ 都道府県別利用者数 (R3.4)



◆ 障害別利用者数の推移 (H24.4～R3.4)



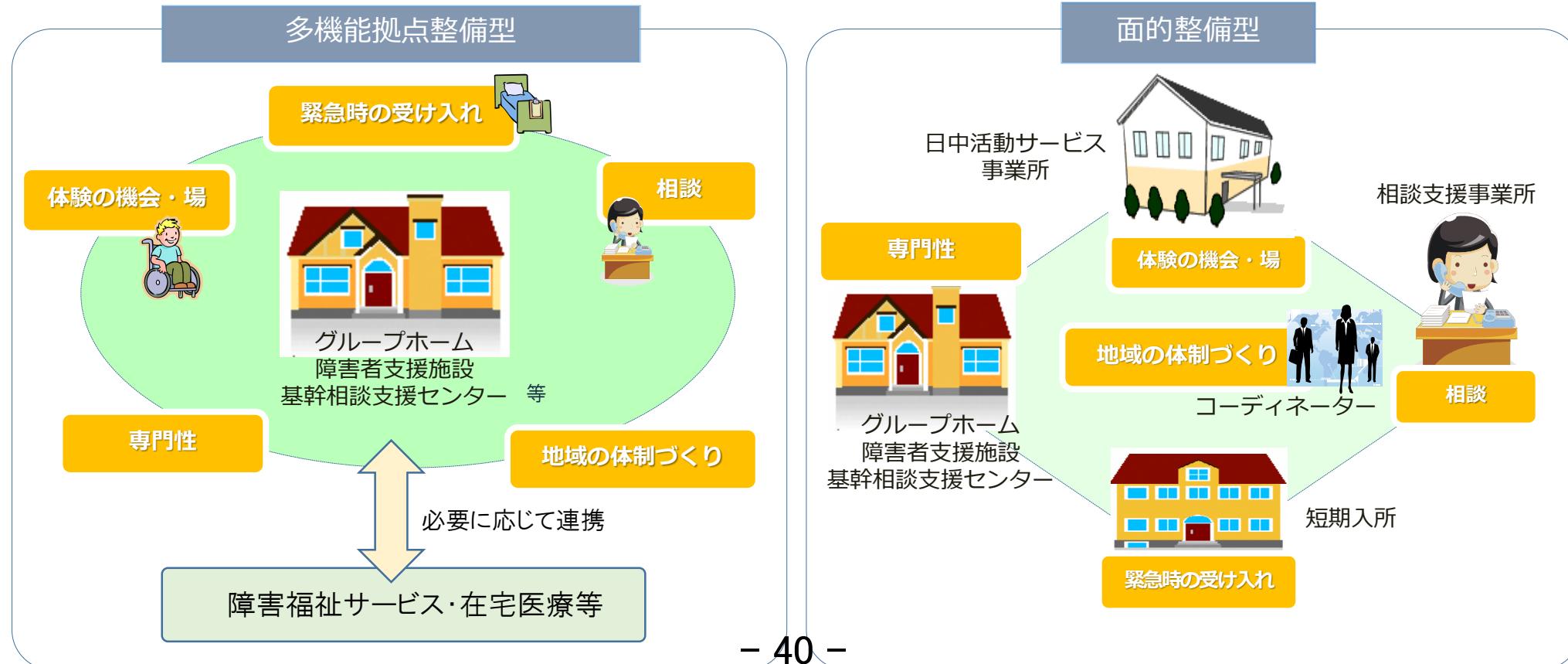
地域生活支援拠点等整備について

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(1) 必要な機能(具体的な内容)

① 相談

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受け入れ・対応

- 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会・場

- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④ 専門的人材の確保・養成

- 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

⑤ 地域の体制づくり

- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。

※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。

(例:「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」 等)

地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

- 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。
- 第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）では、「令和5年度末までの間、各市町村又は各障害保健福祉圏域に1つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること」を基本。

※参考：全国：1,741市町村

令和3年4月時点における整備状況

921市町村（うち、圏域整備：118圏域501市町村）

令和3年度末時点における整備見込み

1,104市町村

地域生活支援拠点等

【相談】



【体験の機会】



【地域の体制づくり】



【専門性】



【緊急時受入れ】



緊急時における対応機能の強化（訪問系サービス等）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

【新設】

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援 +50単位／回 ※地域生活支援拠点等の場合
- 自立生活援助、地域定着支援 +50単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合
・緊急時対応加算、緊急時支援加算（I）又は緊急時支援費（I）を算定した場合、更に+50単位を上乗せ。

緊急時ための受入機能の強化（短期入所）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、短期入所を行った場合に加算（緊急時の受入れに限らない）。

【新設】

- 短期入所 +100単位／日 ※地域生活支援拠点等の場合
・短期入所のサービス利用の開始日に加算。

(参考) 地域生活支援拠点等に係るその他の主な加算（平成30年度～）

（計画相談支援・障害児相談支援） 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位／回（月4回限度）、地域体制強化共同支援加算2,000単位／月（月1回限度）
(地域移行支援) 障害福祉サービス体験利用支援加算 +50単位／日

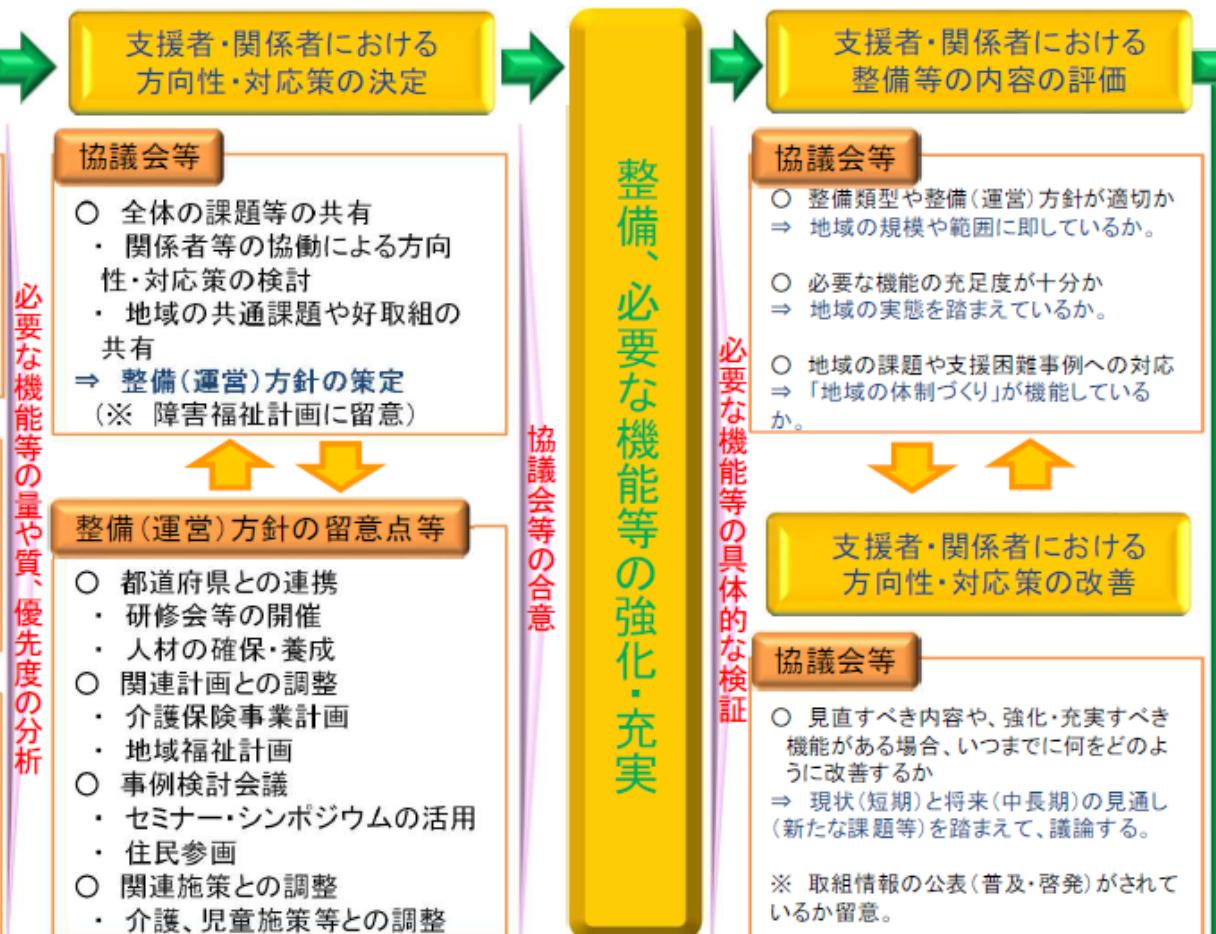
地域生活支援拠点等の整備、必要な機能の強化・充実のプロセス（イメージ）

- 地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域アセスメントを十分に行い、支援者・関係者が一体となって整備するとともに、整備後も地域のニーズ・課題に応えられているか、必要な機能の水準や充足について、PDCAサイクルの視点で、継続的に検証・検討を行う必要がある。

⇒ 必要な機能等の強化・充実を図ることで、地域生活支援体制の推進につながる。



必要な機能等の量や質、優先度の分析



PDCAサイクル

地域生活支援体制の推進

-43-

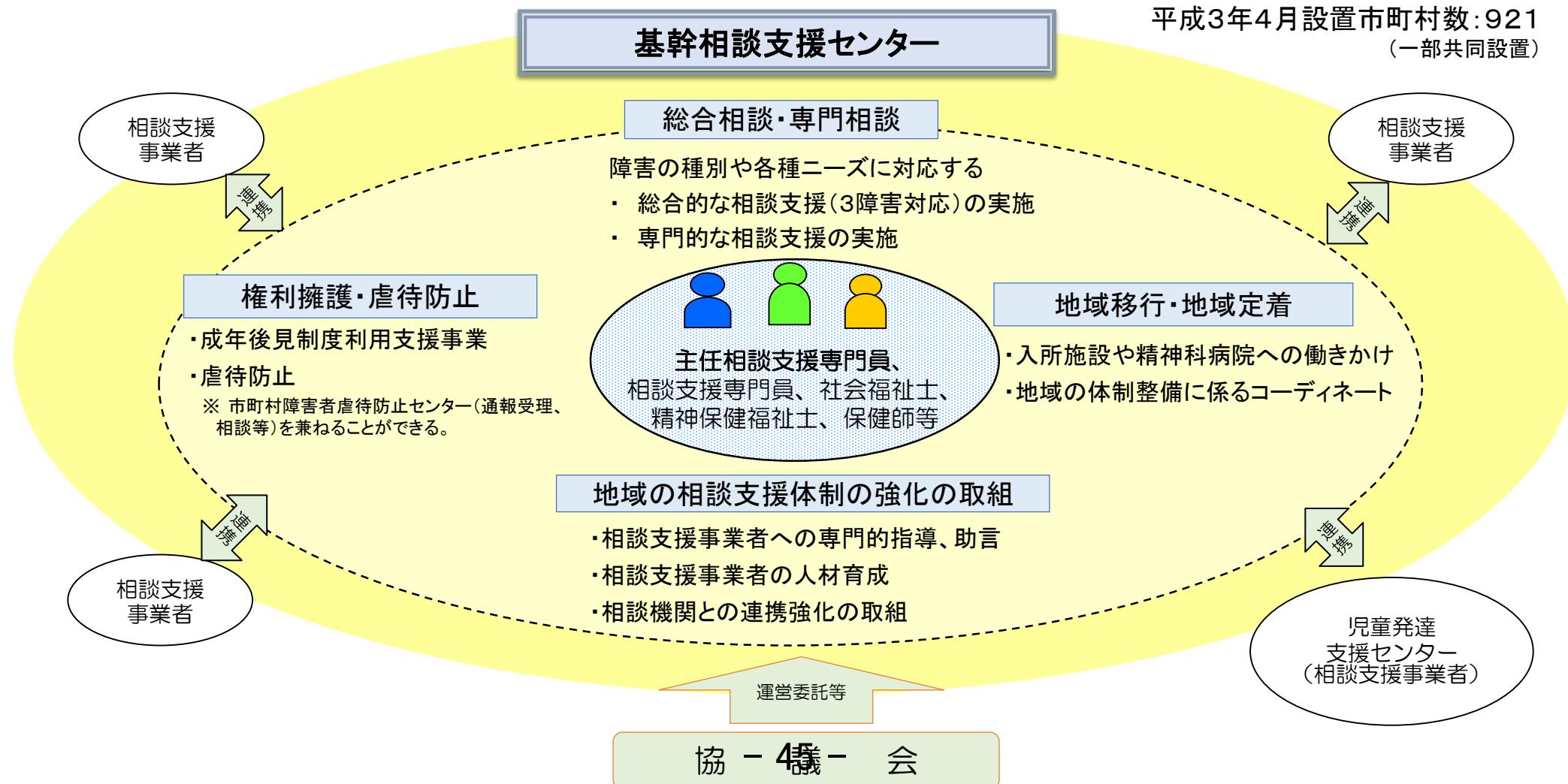
基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

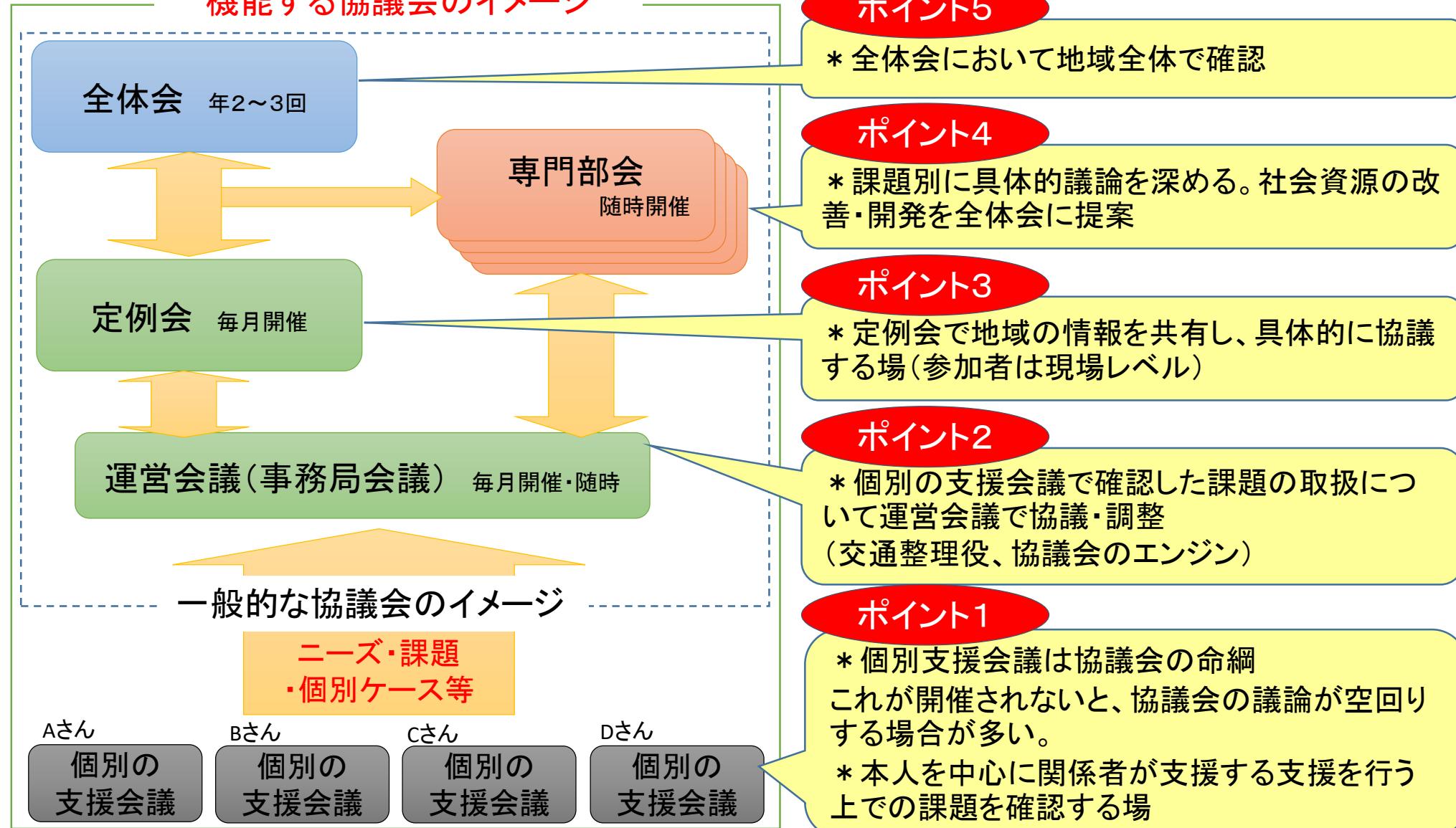
- 基本相談支援
- 計画相談支援等
・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

(自立支援)協議会について

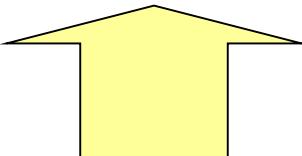
各会議の標準的なシステムとポイント

(地域自立支援)協議会はプロセス(個別課題の普遍化)
機能する協議会のイメージ

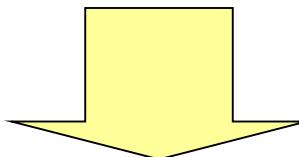


市町村(自立支援)協議会は地域づくりの中核

- ・自己完結に陥らない(ネットワークで取り組む基盤をつくる)
- ・他人事にとらえない(地域の課題を的確に把握する)
- ・出来ることから進める(成功体験を積み重ねる)
- ・取り組みの成果を確認する(相互に評価する)

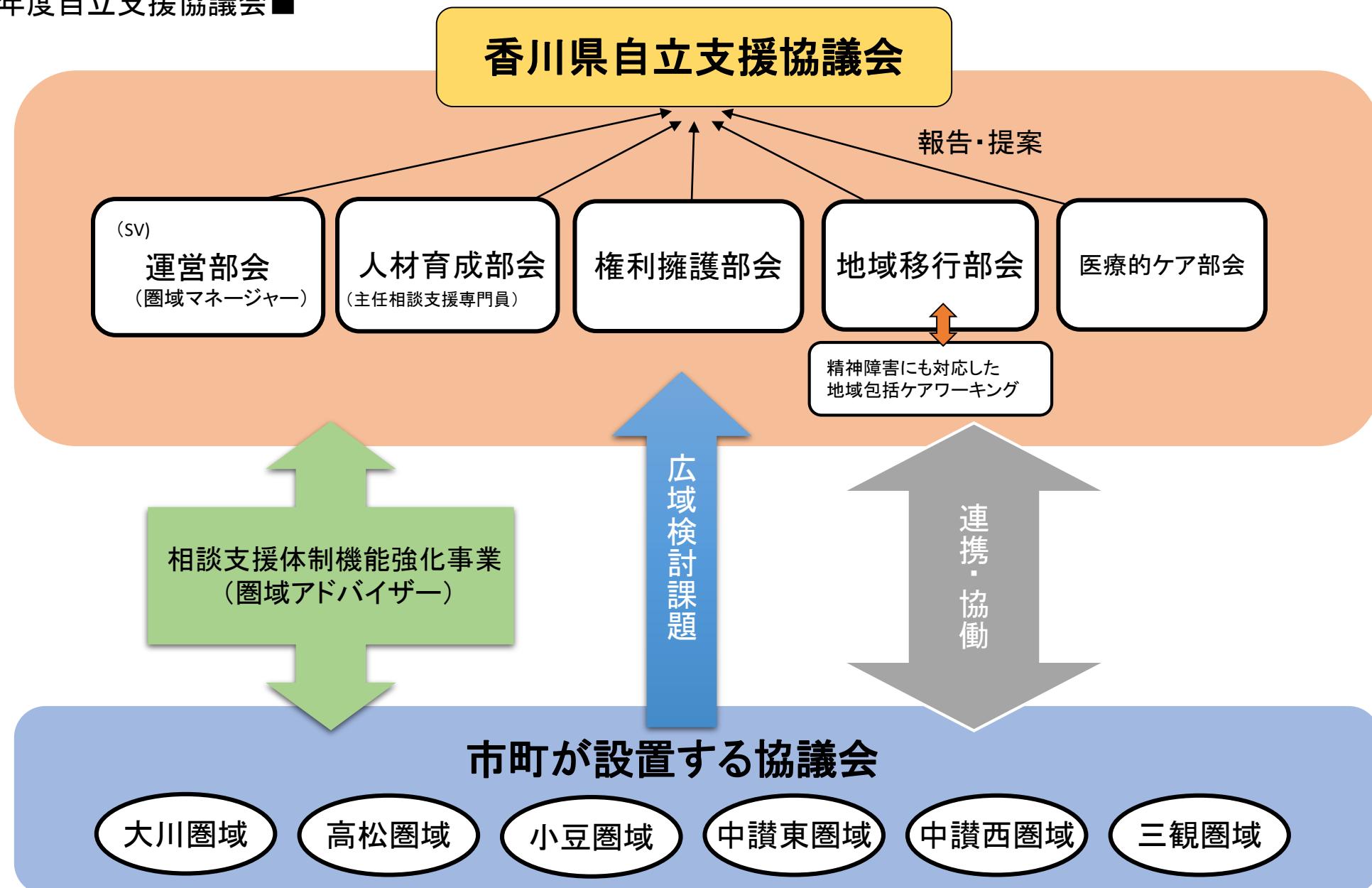


市町村(自立支援)協議会は地域が協働する場



地域で障害者を支える

■令和4年度自立支援協議会■



✿香川県内の市町が設置する協議会について

障害保健福祉圏域名	市町自立支援協議会名	市町名
東部障害保健福祉 圏域	大川圏域地域自立支援協議会	さぬき市、東かがわ市(2市)
	高松圏域自立支援協議会	高松市、三木町、直島町(1市2町)
小豆障害保健福祉 圏域	小豆圏域自立支援協議会	土庄町、小豆島町(2町)
西部障害保健福祉 圏域	中讃東圏域地域自立支援協議会	坂出市、宇多津町、綾川町(1市2町)
	中讃西部地域自立支援協議会	丸龜市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町(2市3町)
	三觀地域自立支援協議会	観音寺市、三豊市(2市)

H28年～ 一般相談支援事業者指摘事項

施行規則	第34条	業務管理体制の整備に関する事項の届出	・業務管理体制(法令等遵守)について、内容に変更があった場合は変更届を提出すること。
基準省令	第5条第1項、2項	内容及び手続の説明及び同意	・地域移行、地域定着支援の契約書について、変更があれば、隨時訂正すること。 ・サービスの選択に資すると認められる重要事項について、事故発生時の対応を記載すること。 ・利用契約書について、サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項について記載すること。
	第6条	契約支給量(契約内容)の報告等	・利用に係る契約をしたときは、その旨を市町に対し遅延なく報告すること。
	第15条	サービス提供の記録	・地域移行支援を提供したことについての利用者の確認を得ること。 ・地域移行支援の提供日、内容その他必要な事項を記録して利用者に確認してもらうためのサービス提供記録表を作成すること。
	第20条第1項	地域移行支援計画の作成等	・地域移行支援計画の様式や地域定着支援台帳を整備し、利用希望があった場合にすぐに対応できるような体制を整備しておくこと。 ・地域移行支援計画の作成に係る会議を開催する際は、地域移行支援計画作成会議として位置付けること。
	第22条、23条	障害福祉サービスの体験的な利用支援、体験的な宿泊支援	障害福祉サービスの体験的な利用支援や体験的な宿泊支援の委託契約書を作成すること。
	第27条	運営規程	・運営規程に定められている虐待防止のための措置について、対応の手続きをフローチャート等により具体的に定めること。 ・運営規程の相談支援専門員の人数を実態に合わせて作成すること。(変更届を忘れず行うこと。)
	第28条	勤務体制の確保等	・職員の勤務表については、職務時間、常勤非常勤の別、職名を明記したものを作成すること。
	第31条第1項	掲示等	・従業者の資格や勤務の体制など利用申込者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示すること。
	第32条第2項	秘密保持等	・業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を従業者でなくなった後においても保持する旨を取り決めるため、従業者の雇用の際に、守秘義務に関する誓約書を取ること。 ・個人情報利用同意書の内容について、一般相談支援事業所用に訂正すること。
	第33条	情報の提供等	・地域移行支援、地域定着支援の普及啓発に努めること。(ホームページ等)
	第35条	苦情受付	・苦情受付体制について、対応手続きをフローチャート等により具体的に定めること。
	第36条	事故発生時の対応	・事故発生時の対応について、対応の手続きを具体的に定めること。
	第37条	会計の区分	・指定地域移行支援所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。
	第42条	地域定着支援台帳の作成等	・地域定着支援台帳を整備し、利用希望があった場合にすぐに対応できるような体制を整備しておくこと。
	第43条	常時の連絡体制の確保等	・地域定着支援にかかる常時の連絡体制の確保の具体的方法について、指定申請時の状況と異なっていたため、現状を踏まえて検討し、併せて重要事項を記した文書の記載内容についても検討すること。

※下線部はR3年の指摘事項